

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  農協等<sup>※1</sup>が、地域計画のうち目標地図<sup>※2</sup>に位置付けられた認定新規就農者<sup>※3</sup>に利用させるために取得した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物（以下、「機械装置等」という。）の固定資産税の課税標準を軽減。</p> <p>※1 農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）、農業協同組合連合会、農事組合法人</p> <p>※2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づく地域計画において、将来の地域の農用地の利用について農業を担う者ごとに地図に明確化したもの。</p> <p>※3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた者。認定就農者は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第2で認定新規就農者と定義されている。</p> <p>・特例措置の内容  上記の償却資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に限り、課税標準を3分の2とする。</p> <p>・要望内容  特例期間の適用期限を2年延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第15条第37項	
減収見込額	[初年度] - ( - ) [平年度] - ( ▲112 ) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的  農業従事者の高齢化が急速に進行する中、農業が成長産業として持続的に発展し、農産物の安定供給等の役割を果たしていくためには、将来の地域農業の担い手として期待される認定新規就農者の育成・確保が重要。  本特例を措置することにより、農協等が認定新規就農者に利用させるための機械設備等を取得し易くする。  また、農協等から認定新規就農者に機械設備等を貸し出すことにより、認定新規就農者の初期投資の負担を軽減し早期の経営確立、定着を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）の第3の2では、「これから10年程度の間、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中であっても、我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていかなければならない。」とされている。このため、経営規模や経営形態にかかわらず経営感覚を持った農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農）の育成・確保を進めることとしている。  また、令和3年4月に公表された令和2年農林業センサスの結果では、今後、人口減少が本格化する中で、農業従事者数は、平成27年の197.7万人から5年間で45.7万人（23%）減少しており、将来の我が国の農業を担う49歳以下の青年層の農業従事者も平成27年の31.2万人から5年間で8.5万人</p>	

	<p>(27%) 減少していることが明らかになった。農業を成長産業として持続的に発展させるためには、認定新規就農者の育成・確保を積極的に推進する必要がある。</p> <p>しかしながら、新規就農にあたっては、</p> <p>① 機械装置等の導入により、多額の初期投資が必要であるが、農業収益が安定せず、就農5年目未満では7割の認定新規就農者の生計が成り立たない現状がある</p> <p>② 就農1年目に要した費用のうち、7割以上が機械・施設等の費用であり、十分な所得が得られていないにもかかわらず、固定資産税が課され、経営を圧迫しているなどの課題がある。</p> <p>このため、農協等が将来の地域農業を担う認定新規就農者の初期投資に係る負担を軽減し、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定による農業への定着を図る取組を、税制で後押ししていくことが必要不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
	政策の達成目標	40代以下の農業従事者の拡大（40万人） ※令和6年度以降の政策目標については今後検討
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	40代以下の農業従事者の拡大（40万人） ※令和6年度以降の政策目標については今後検討
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年2月1日時点（基準年）における40代以下の農業従事者数は、31.1万人。</li> <li>令和2年2月1日時点における40代以下の農業従事者は、22.7万人。</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：78団体、3,228件（見込み）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減税措置により、農村地域の維持・活性化に貢献する認定新規就農者の初期投資による負担軽減が図られ、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定に資することにより、農業への定着等に繋がることから、将来において効率的かつ安定的な農業の担い手の育成・確保と持続可能な力強い農業構造の実現のための生産基盤となる農地の確保に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代を担う農業者となることを志向する50歳未満の者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付する事業（経営開始資金）、及び就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する経営発展支援事業（令和5年度予算額：192億円の内数）</li> <li>認定新規就農者に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金（令和5年度融資枠：170億円）</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本措置は、農業の競争力・体質強化を図り持続可能な力強い農業構造の実現を図っていくため、将来の地域農業を担う新規就農者の初期投資に係る負担を軽減し、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定による農業への定着を、融資と税制で一体的に後押ししていくものである。
	要望の措置の妥当性	<p>本措置でもって、農協等が農村地域の維持・活性化に貢献する認定新規就農者に利用させるための機械設備等を取得し易くすることにより、認定新規就農者の初期投資の負担を軽減し早期の経営確立、定着を図ることができる。</p> <p>地域の中心となる経営体となる認定新規就農者を育成・確保していくことは、持続可能な力強い農業構造を実現していくために極めて有効な手法である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和2年度：－          令和3年度：適用件数 3団体、10件、減収額 0.1百万円          令和4年度：適用件数 7団体、217件、減収額 3.9百万円          令和5年度：適用件数 8団体、428件、減収額 6.2百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>①適用総額の種類          課税標準（固定資産の価格）          ②適用実績          令和2年度： 0千円          令和3年度：17,856千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>減税措置により、農村地域の維持・活性化に貢献する認定新規就農者の初期投資による負担軽減が図られ、就農意欲の喚起と就農後の経営の安定に資することにより、農業への定着等に繋がることから、将来において効率的かつ安定的な農業の担い手の育成・確保と持続可能な力強い農業構造の実現のための生産基盤となる農地の確保に資する。</p>

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>令和5年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>令和元年の40代以下の農業従事者は、目標の37.3万人に対し、22.7万人となっている。農業従事者数については、基幹的農業従事者と常雇いを合計したものである。 目標を達成していない理由は、経営体が高齢化により減少し、そこで雇われていた者が農業に従事しなくなったこと等が主な要因と考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和2年度創設 令和4年度税制改正において2年延長</p>